

(意見書案第8号)

台湾の世界保健機関へのオブザーバー参加を引き続き支持し、必要な支援を強く求める意見書

世界保健機関（WHO）は、中国で発生した新型コロナウイルス感染症が中国以外の地域にも広がり始め、国際的な協力態勢が必要であると判断して、1月31日に、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言した。

こうした状況の中、台湾では早期の適切な対策が功を奏し、5月末時点で累計感染者数は442人、死者数は7人と、世界的にも低い数値を示している。

この台湾の対応は世界から高く評価され、台湾のWHOへの参加を支持する声が国際社会から相次いで上がっている。

5月18日と19日に開催されたWHOの年次総会には、台湾のオブザーバー参加が認められなかったが、日本を含む多数の国が台湾のWHOへの参加について言及した。

国際的な保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではなく、特に全世界に甚大な影響を与える感染症に対しては、台湾のように公衆衛生上の成果を上げている地域を含め、自由で、透明かつ迅速な形で各国及び地域が持っている情報や知見を広く共有することが重要である。

よって、国においては、各国及び我が国における新型コロナウイルス感染症のいち早い収束を図るためにも、台湾の世界保健機関へのオブザーバー参加を引き続き支持し、実現に向けて必要な支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

} 宛